様式第８号（第９条）

四街道市告示第１２１号

公　示　送　達　書

下記の者に係る督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法第２０条の２の規定により公示送達します。

なお、この書類は市長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和８年６月３０日

四街道市長　鈴木　陽介

氏　　名	書　　類　　名	備　考
安藤　秀雄	令和7年度固定資産税・都市計画税第４期督促状　１通	
趙小彪　馬麗	令和7年度固定資産税・都市計画税第４期督促状　１通	
徐　世喜	令和7年度固定資産税・都市計画税第４期督促状　１通	

この掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。